

手稲宮丘小さいじめ防止基本方針

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨を踏まえ、平成 28 年 6 月にいじめ防止等の対策に係る基本的な考え方を示した「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校のいじめ防止基本方針を策定し、アンケート調査等による実態把握をはじめとして、いじめ防止・早期発見・対処の取組を進めるものとする。

【いじめの定義】（いじめ防止法第 2 条）

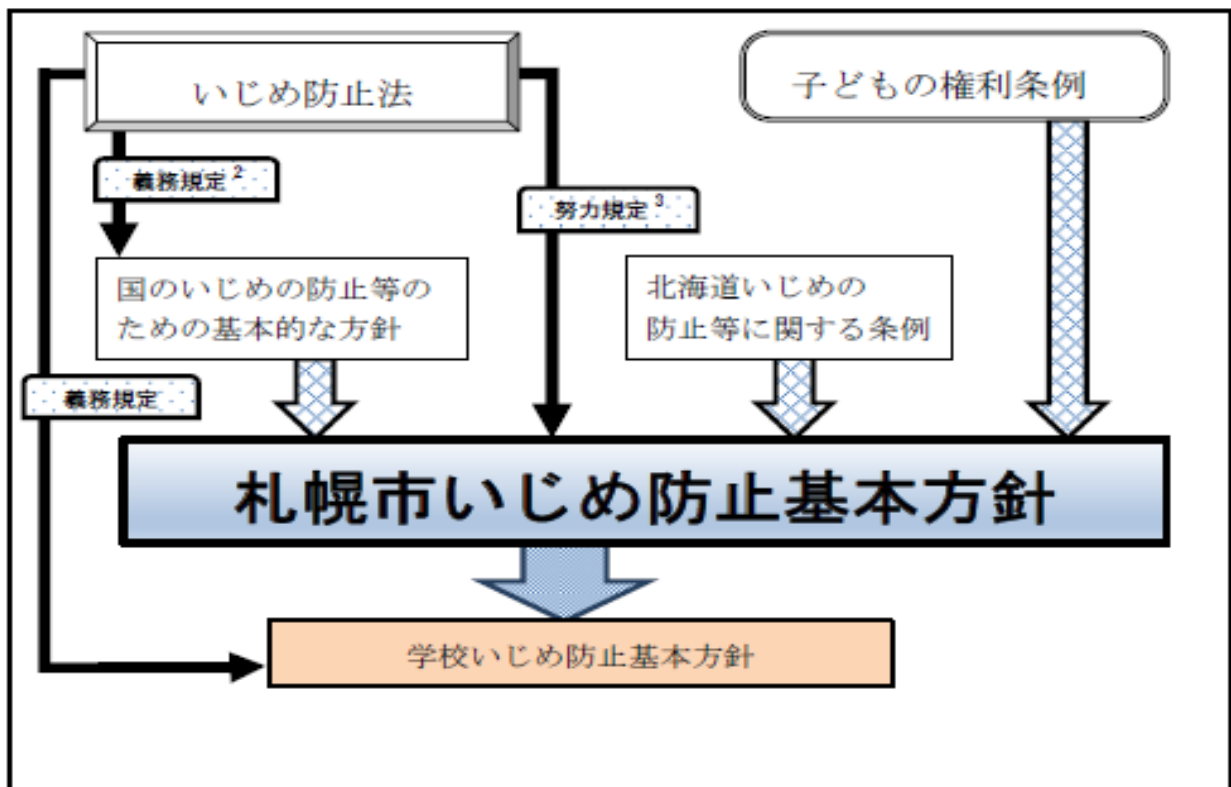
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

【札幌市いじめ防止基本方針の位置付け】



手稲宮丘小学校の取組① 手稲宮丘いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、全ての立場の児童を対象とした指導が重要である。

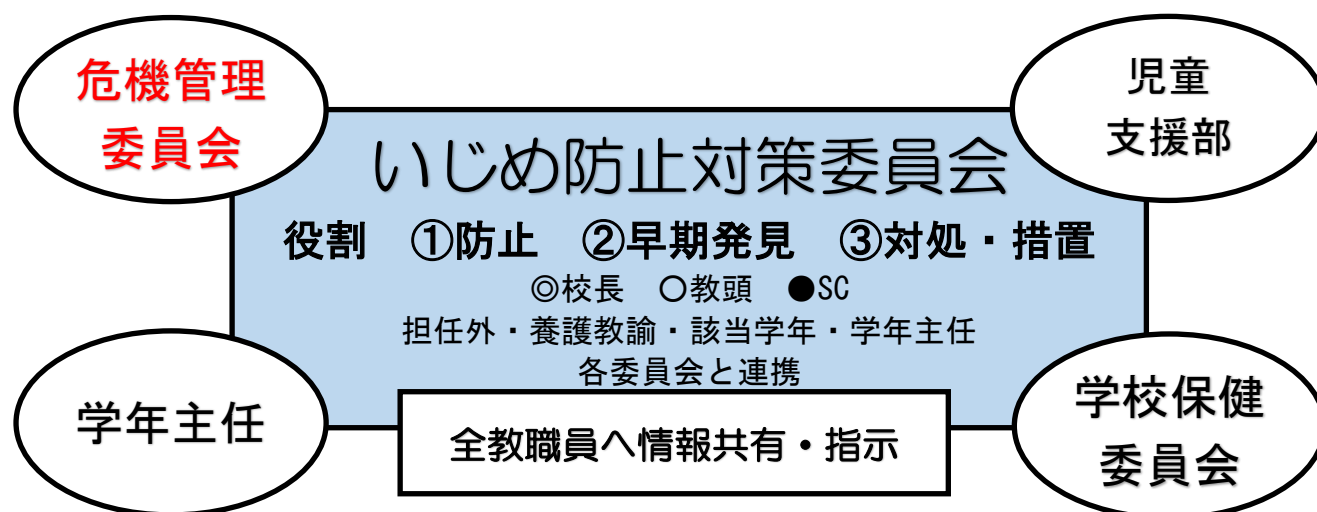
そこで、「手稲宮丘いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの具体的な手立てを明確にし、全教職員に周知徹底を図る。

手稲宮丘小学校の取組② いじめの防止等の対策のための組織の設置

「手稲宮丘いじめ防止基本方針」は、PDCA サイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。

いじめの問題に実行的に対応するために組織の設置

- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。※1
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催し対応を検討する。
- 関係児童への聞き取りを行い、事実関係を明確にする。
- 関係する保護者と連携する。



- ※1 「悩みやいじめに関するアンケート①（簡易版）」 5月
「子ども理解に関わる校内研修（職員研修）」 7月
「悩みやいじめに関するアンケート②（札幌市版）」 11月
「悩みやいじめに関する調査・報告（担任聞き取り）」 2月

手稲宮丘小学校の取組③ いじめの防止

○教職員の対応力の向上

- ・いじめの対応にあたっては、初期段階から組織で対応し、複数の目で解決にあたるように共通理解を図る。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底する。
- ・児童から信頼されるような豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- ・教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- ・いじめの情報共有の手順、情報共有の内容を明確化し、結果の検証及び組織的な対処方法を定める。

○児童一人一人を生かす教育活動の充実

- ・全ての児童が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・児童が主体的に考え、いじめ防止や互いを認め合う人間関係を育むための取組を行う。
- ・道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

○いじめについての児童の理解促進

- ・いじめにあたる行為について学校全体で共有し、いじめを防止する活動に取り組む。
- ・いじめられる児童の気持ちを全ての児童が理解できるようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化させることになることを指導する。
- ・いじめは決して許されないこと、また、それに伴う、人権侵害や責任等の発生に関して学ぶ機会を設ける。

○配慮が必要な児童についてのいじめの防止

- ・配慮が必要な児童については、適切な支援を行う。保護者との連携、周囲の児童への必要な指導等、組織的に行う。

○インターネット上のいじめの防止

- ・情報モラル教育の充実の為、児童向けの安全教室や教職員の研修を行う。
- ・児童のインターネットの利用状況の把握に努める。
- ・インターネットによるコミュニケーションでは、誤解が生じやすいことを理解させる。

○保護者への啓発

- ・いじめ防止に向けた学習についての情報提供や学習会への参加等、保護者が理解を深めることができる機会を設ける。
- ・児童のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行ったり、利用状況を把握したりするように促す。

手稲宮丘小学校の取組④ いじめの早期発見

○教職員による積極的なかかわり

- ・児童が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- ・日常的な観察や声掛けの関わり、出席状況の確認等により、児童の変容を見いだす。
- ・いじめの疑いがある場合、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で共有する。
- ・保護者からの情報も必要に応じて収集する。

○いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- ・アンケート等調査の実施は年3回行い、各担任が分析。必要に応じ児童から直接聞き取り調査を行う。
- ・アンケートは数量的な分析・評価を行うとともに、質的な分析・評価を行い、児童の心に迫る努力をする。
- ・教育相談は、児童の発達段階に応じスクールカウンセラーの助言を受けながら、心的負担に配慮する。
- ・児童からの相談に対して、迅速に対応する。

手稲宮丘小学校の取組⑤ 家庭・地域との連携

○家庭や地域の理解促進

- ・本いじめ防止基本方針について、学校だより、学校ホームページに掲載し、保護者に周知する。

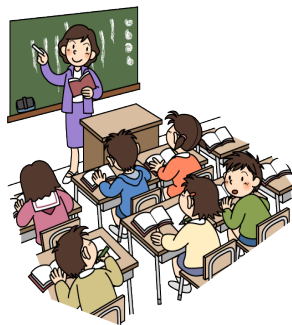
○家や地域の協力・参画の推進

- ・保護者や地域住民等、学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた場合、通報等の協力を仰ぐ。
- ・通学路指導等における地域の方々との関わりを大切にし、いじめ防止等についても参画を求める。

手稲宮丘小学校の取組⑥ いじめへの対処

- いじめの疑いを把握した場合には、速やかに組織的対応を行う。
- いじめられた児童の安全確保を行う。
- いじめた児童に対しては、保護者の協力を得るとともに、場合によって関係機関との連携を図りながら適切な指導を行う。

手稲宮丘小さいじめ防止等の対策構造図

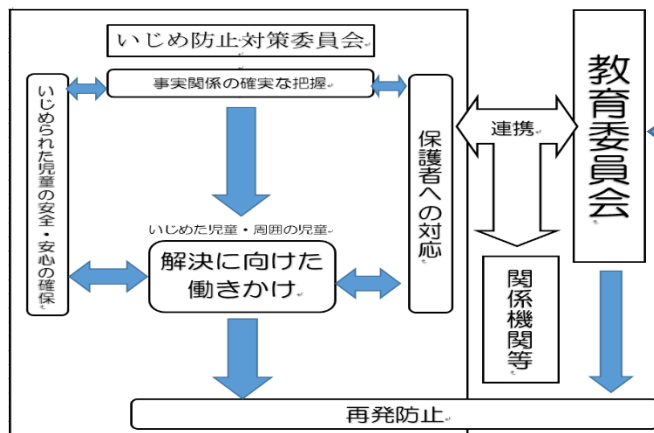


- 情報収集（毎日）
- 子どもの観察（毎日）
- アンケートの実施・分析・聞き取り調査（年3回）
- 気になる家庭への連絡（随時）

危機管理は
教室から

【事実の記録化】
担任・学年主任

【連絡・報告・相談】
校長・教頭・担任外
学年主任・養護教諭など



手稲宮丘小学校の取組⑦ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするために調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

●重大事態とは・・・

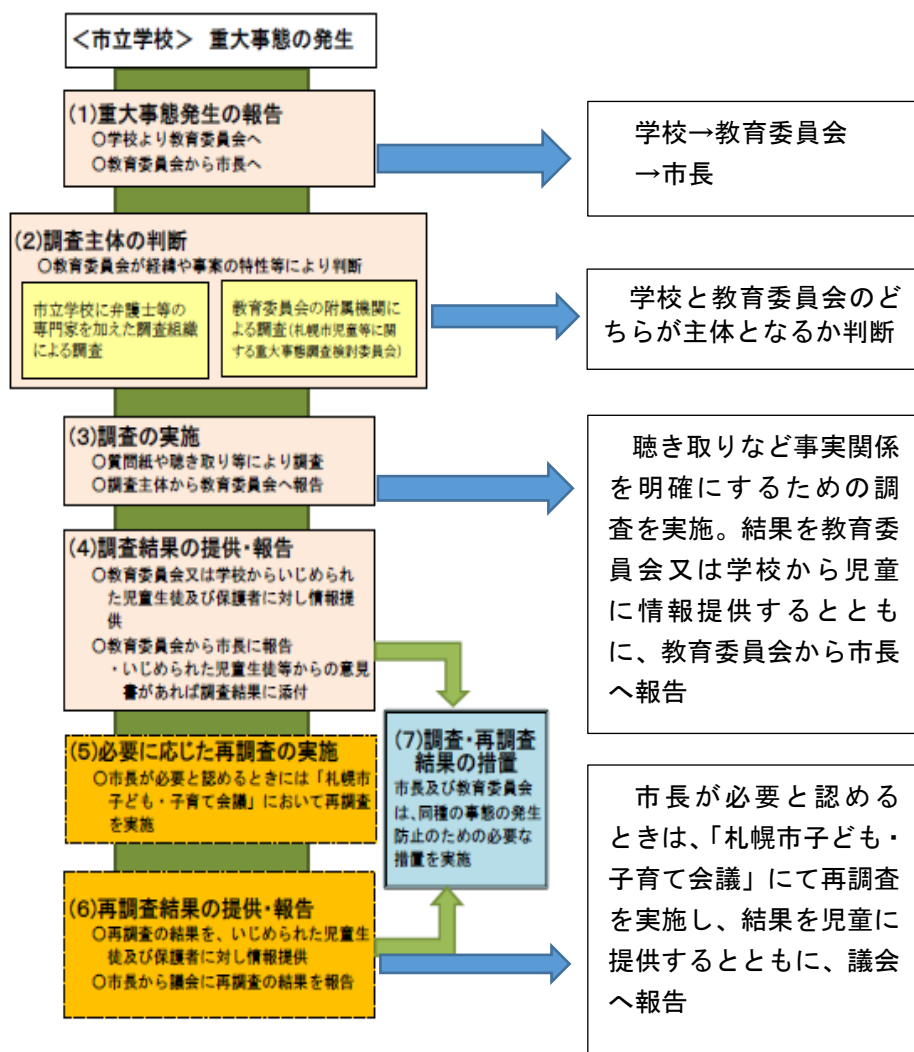
①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義※を踏まえ年間30日を目安とする。

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



子どものサイン発見チェックリスト

以下の項目を参考に、子どもの様子を観察します。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、相談してください。また、保護者から相談があった場合、相談をする場合などには、以下の質問を保護者に質問してみると早期発見につながります。

- 1、表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。
- 2、友達のことをあまり話さなくなった。
- 3、朝から体の不調を訴え、登校をしぶるようになった。
- 4、感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。
- 5、言葉遣いが乱暴になった。
- 6、友達や家族と過ごすことを避け、教室や部屋に一人でいることが多くなった。
- 7、投げやりで集中力が続かないことが増えた。
- 8、学用品をなくしたり、壊したりすることが増えた。
- 9、教科書やノートに落書きされたり、破られたりするようになった。
- 10、衣類が破れていたり、汚れていたりすることが増えた。
- 11、食欲がなくなった。
- 12、友達への口調が命令口調になっている。
- 13、擦り傷やあざ等を隠すようになった。
- 14、友達からの電話に暗い表情が見られる。
- 15、不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。
- 16、友達からの電話で、急に外出することが増えた。
- 17、携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。
- 18、家から金品を持ち出したり、家の人に金品を要求したりするようになった。
- 19、「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。
- 20、最近、寝つきが悪かったり、夜中に何度も目を覚ましたりすることがある。
- 21、家で買い与えた物ではない物を持っている。
- 22、家で与えた以上のお金を持っている。

「いじめ対応の手引き」参照